

清瀬市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

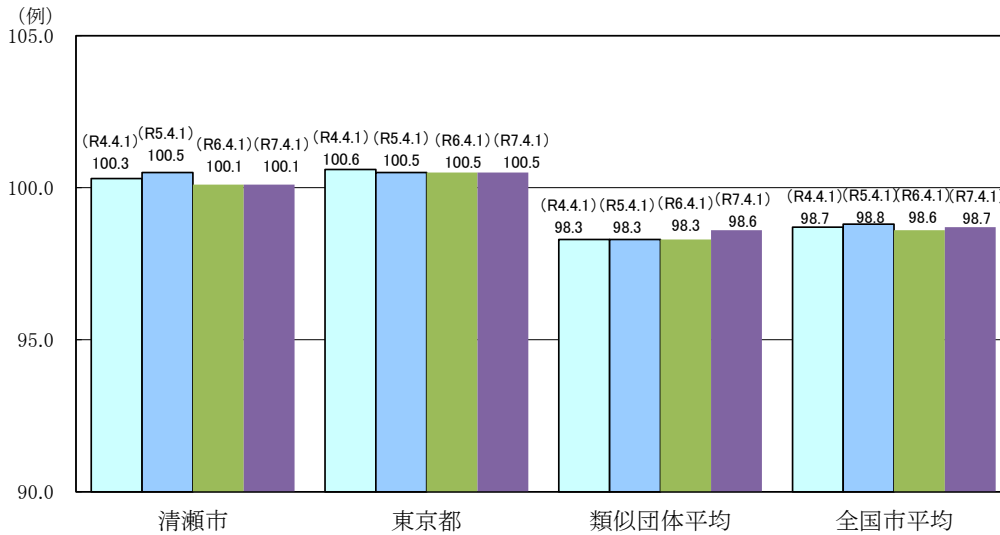
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支 千円	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 昨年度の人件費率
令和6年度	人 75,011	千円 37,092,820	千円 1,277,575	千円 4,886,926	% 13.2	% 12.9

(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり給与費
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円	千円	千円
令和6年度	人 376	千円 1,449,563	千円 461,999	千円 716,726	千円 2,628,288	千円 6,990	千円 6,391

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は令和6年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数です。
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年間に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

職員の採用・退職により、職員の構成（学歴、経験年数等）が変動し、平均給料月額に変動が生じました。また、査定昇給者の構成が若年化したこと等が考えられます。今後は、経年により、年齢構成が一定水準に落ち着くことで低下する見込みです。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

○ 実施 ・ 未実施]

(給料表の改定実施時期) 令和8年4月1日
(内容) 東京都に準拠した形で、管理職の給料表の見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容 (国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準16%に対し、清瀬市においても16%を支給。

(参考)

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	16%	16%	16%
清瀬市の支給割合	16%	16%	16%

③その他の見直し内容

令和8年度に通勤手当及び住居手当を東京都に準拠した形で見直しを実施。

2. 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
清瀬市	41.3 歳	329,500 円	439,630 円	403,820 円
東京都	42.3 歳	325,800 円	470,836 円	409,878 円
国	41.9 歳	332,237 円	- 円	414,480 円
類似団体	41.7 歳	323,640 円	410,439 円	373,596 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
清瀬市	56.8 歳	14 人	328,700 円	406,464 円	384,800 円	-	-	-	-
うち清掃職員	* 歳	* 人	* 円	* 円	* 円	廃棄物処理業	48.0 歳	320,600 円	*
うち学校給食	56.3 歳	6 人	338,600 円	401,333 円	396,133 円	飲食物調理従事者	45.1 歳	270,300 円	1.48
うち用務員	57.8 歳	3 人	337,000 円	404,967 円	398,067 円	他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	49.0 歳	251,000 円	1.61
うち自動車運転手	* 歳	* 人	* 円	* 円	* 円	乗用自動車運転者	60.2 歳	253,900 円	*
その他	* 歳	* 人	* 円	* 円	* 円	-	-	-	-
東京都	50.3 歳	1,189 人	289,995 円	391,360 円	357,218 円	-	-	-	-
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	- 円	337,907 円	-	-	-	-
類似団体	52.8 歳	15 人	324,186 円	382,285 円	358,506 円	-	-	-	-

個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、当該箇所を「アスタリスク(*)」としている

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
清瀬市	6,434,568 円	-	-
うち清掃職員	* 円	4,457,900 円	*
うち給食調理員	6,465,796 円	4,273,000 円	1.51
うち用務員	6,405,004 円	3,469,000 円	1.85
うち自動車運転手	* 円	4,132,500 円	*
その他	* 円	- 円	-

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータ(賃金センサス)を使用しています。(令和4年～令和6年の3ヶ年平均)

※民間データにおける「廃棄物処理業」及び「他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者」については、賃金センサスで都道府県別の数値を公表していないため、全国計の数値です。

その他の職種については、東京都の数値を記載しています。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

例えば、雇用形態については、賃金センサスの対象には、日々又は1ヶ月以内の期間を定めて雇用されている者のうち、

1月に18日以上雇用された者などが含まれます。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

3 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、当該箇所を「アスタリスク(*)」としています。

4 数値のない欄については、すべて「ハイフン(-)」としています。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区分		清瀬市	東京都	国
一般行政職	大学卒	225,500 円	225,500 円	総合職 230,000 円 一般職 220,000 円
	高校卒	188,000 円	188,000 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	185,400 円	185,400 円	185,700 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和7年4月1日現在）

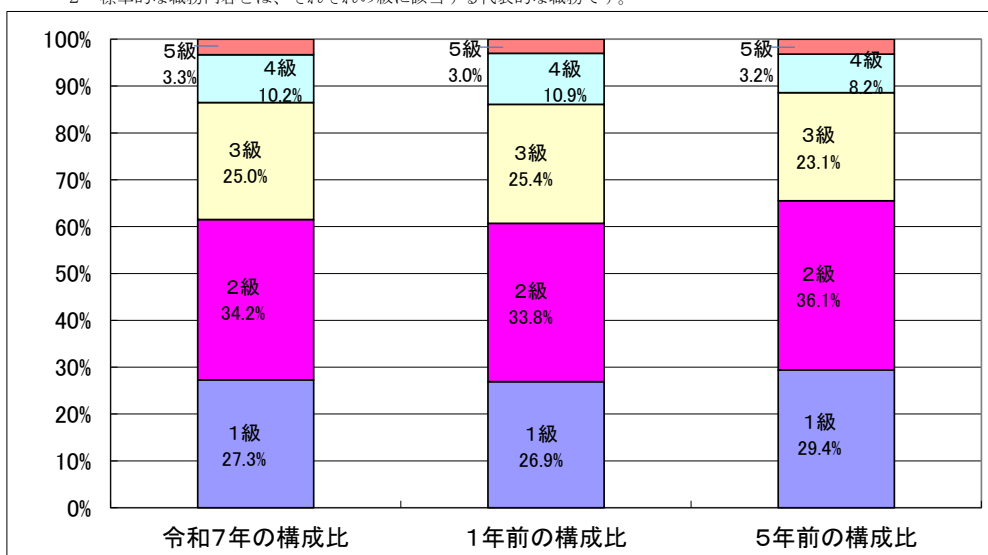
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	283,450 円	362,157 円	371,555 円	423,520 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円	374,350 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	- 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和7年4月1日現在）

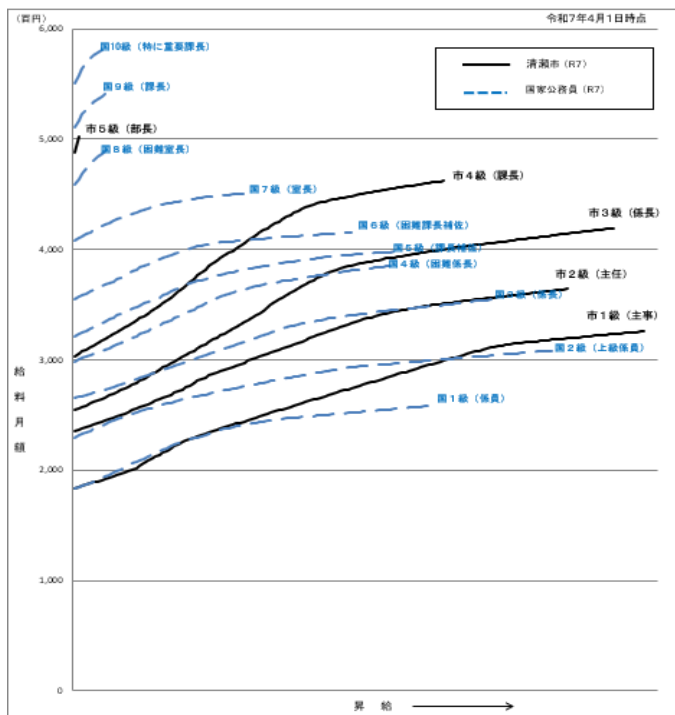
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
5級	部長の職務	10 人	3.3 %	487,800 円	502,700 円
4級	課長の職務	31 人	10.2 %	303,400 円	462,200 円
3級	係長の職務	76 人	25.0 %	254,800 円	419,300 円
2級	主任の職務	104 人	34.2 %	235,800 円	364,100 円
1級	主事の職務	83 人	27.3 %	184,100 円	325,800 円

- (注) 1 清瀬市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



- (注) 1 平成18年4月より給料表を職務の級に分類（1級～8級）しました。
 2 平成21年4月より給料表を8級制から7級制に変更しました。（旧給料表の1級と2級を統合）
 3 平成25年4月より給料表を7級制から6級制に変更しました。（旧給料表の6級と7級を統合）
 4 平成27年4月より給料表を6級制から5級制に変更しました。（旧給料表の3級と4級を統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和6年4月2日から令和7年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

清 瀬 市	東 京 都	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,779 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 2,053 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.35 月分 (1.40)月分 (1.15)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.35 月分 (1.40)月分 (1.15)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

○勤労手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和7年4月1日現在)

清 瀬 市				国			
(支給率)	自己都合	勲奨・定年		(支給率)	自己都合	勲奨・定年	
勤続20年	23.00 月分	23.00 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	30.50 月分	30.50 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	43.00 月分	43.00 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	43.00 月分	43.00 月分		最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
調整率	なし			調整率	83.7/100		
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額	3,416 千円	22,786 千円					

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

(3) 地域手当

(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		271,525 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		603,678 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
市内全域	16.0 %	449 人	16.0 %
支給割合が国の制度による支給割合を上回る場合、その理由			

(4) 特殊勤務手当

※ 平成18年度より全廃しました。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	130,257 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	290 千円
支給実績(令和5年度決算)	122,110 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	254 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職等制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)
扶養手当	配偶者 3,000円	同じ		27,855 千円	211,030 円
	父母等 6,000円	異なる	金額		
	子 11,500円	同じ			
	16歳~22歳までの子の加算 4,000円	異なる	金額		
住居手当	世帯主 15,000円(年度末年齢35歳未満)	異なる	内容及び金額	6,451 千円	161,288 円
通勤手当	交通機関(電車・バス等)利用(6か月分を一括支給)	異なる	内容及び金額	32,685 千円	106,814 円
	交通用具(自家用車等)利用(6か月分を一括支給)	異なる	内容及び金額		
管理職手当	副参事職以上の役職に定額支給 統括監 113,600円 部長 90,300円 参事 81,600円 課長 67,800円 副参事 58,800円			43,282 千円	865,656 円
休日勤務手当	休日に勤務した場合に支給(支給率135/100)	同じ		1,647 千円	18,724 円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等		
給 料	市区町村長	963,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額				1,120,000 円 / 510,000 円	
	副市区町村長	829,000 円					934,000 円 / 614,600 円	
	教 育 長	761,000 円					— —	
報 酬	議 長	570,000 円					757,000 円 / 400,000 円	
	副 議 長	525,000 円					670,000 円 / 326,000 円	
	議 員	500,000 円					606,000 円 / 303,000 円	
期 末 手 当	市区町村長 副市区町村長 教 育 長	(令和6年度支給割合) 4.85 月分						
	議 長 副 議 長 議 員	(令和6年度支給割合) 4.85 月分						
退 職 手 当	市区町村長 副市区町村長 教 育 長	(算定方式) 963,000×支給率×勤続期間 829,000×支給率×勤続期間 761,000×支給率×勤続期間	(1期の手当額) 15,408,000 円 9,948,000 円 5,707,500 円	(支給時期) 在任期間毎 在任期間毎 在任期間毎				
	備 考							

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月） 但し、教育長は1期（3年＝36月）勤めた場合における退職手当の見込み額です。

6 職員数の状況

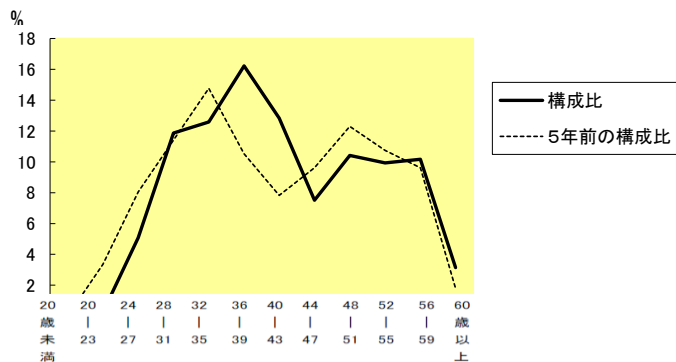
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和6年	令和7年		
普 通 会 計 部 門	議 会	7	7	0	
	総務企画	132	129	△ 3	執行体制の見直し等
	税 務	30	30	0	
	民 生	111	104	△ 7	執行体制の見直し等
	衛 生	33	29	△ 4	新型コロナウイルス対応の縮小等
	労 働	-	-	-	
	農林水産	4	5	1	執行体制の見直し・業務増等
	商 工	4	5	1	執行体制の見直し・業務増等
	土 木	26	24	△ 2	欠員不補充等
	計	347	333	△ 14	<参考> 人口1万人当たり職員数 44.39 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 52.48 人)
教育部門	49	43	△ 6	執行体制の見直し等	
小 計	396	376	△ 20	<参考> 人口1万人当たり職員数 50.13 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 65.90 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	下 水 道	5	5	0	
	そ の 他	33	32	△ 1	執行体制の見直し等
	小 計	38	37	△ 1	
合 計	434	413	△ 21	<参考> 人口1万人当たり職員数 55.06 人	
		[500]	[500]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 []内は、条例定数の合計です。

(2)年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上	計
職員数	0人	1人	21人	49人	52人	67人	53人	31人	43人	41人	42人	13人	413人

(3)職員数の推移

(単位：人・%)

年度	令和2年	3年	4年	5年	6年	7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	346	358	350	344	347	333	▲13 ▲3.8
教育	60	63	58	54	49	43	▲17 ▲28.3
消防							
普通会計	406	421	408	398	396	376	▲30 ▲7.4
公営企業等会計	41	45	45	40	38	37	▲4 ▲9.8
総合計	447	466	453	438	434	413	▲34 ▲7.6

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。